

## 定 款

### 公益財団法人穴吹キヌエ忠嗣教育基金

改正 平成 23 年 8 月 22 日

改正 平成 24 年 2 月 14 日

改正 平成 25 年 5 月 27 日

改正 平成 26 年 5 月 26 日

改正 平成 28 年 6 月 27 日

改正 平成 30 年 6 月 18 日

改正 令和元年 6 月 3 日

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、公益財団法人穴吹キヌエ忠嗣教育基金と称する。

### 第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

この法人は、学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な専門学校で学ぶ日本人学生及び外国人留学生に対し、奨学援助を行い、もってわが国と諸外国との教育・学術・文化における交流及び相互理解を促進するとともに、人材の育成及び教育・学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）日本人学生及び外国人留学生に対する奨学金の貸与及び給付
- （2）奨学金を受ける学生の指導及び相談に対する助言
- （3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 財産及び会計

### 第5条（基本財産）

この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### 第6条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第7条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に

については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第8条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第8条の2（剰余金の分配の禁止）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第9条（公益目的取得財産残額の算定）

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第 10 条（評議員の定数）

この法人に評議員 3 名以上 9 名以内を置く。

## 第 11 条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者または 3 親等以内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ. ハまたはニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニまでに掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体の代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人または同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用をうけるものをいう）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

- (3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数、または評議員のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

#### 第12条（評議員の任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### 第13条（評議員の報酬等）

評議員はその職務の執行の対価として、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給の基準に従って算定した謝金を、支給することができる。その額は、毎年10万円を超えないものとする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める評議員の報酬等及び費用に関する規定による。

### 第5章 評議員会

#### 第14条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### 第15条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員等の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

#### 第 16 条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### 第 17 条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### 第 18 条（招集の通知）

理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、評議員会は評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### 第 19 条（議長）

評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

#### 第 20 条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分または除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで

の者を選任することとする。

#### 第 21 条（決議の省略）

理事が、評議員会の決議目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### 第 22 条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び副議長が指名する出席者 2 名は前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役員

#### 第 23 条（役員の設定）

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 6 名以内

(2) 監事 3 名以内

2. 理事のうち 1 名を理事長とする。
3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

#### 第 24 条（役員を選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数（現在数 6 名）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4. この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### 第 25 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 理事長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理

事に報告しなければならない。

#### 第 26 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 第 27 条（役員任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するまでとする。
4. 理事または監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

#### 第 28 条（役員解任）

理事または監事が、次のいずれかに該当するときは評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

#### 第 29 条（役員報酬等）

理事及び監事はその職務執行の対価として、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給の基準に従って算定した謝金を、支払うことができる。また、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 常勤の理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき給与等を支給することがあってはならない。
3. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 7 章 理事会

#### 第 30 条（構成）



理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### 第 31 条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長の選定及び解職

#### 第 32 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたときまたは理事長が事故にあるときは、各理事が理事会を招集する。

#### 第 33 条（招集の通知）

理事長は、理事会の開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

#### 第 34 条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### 第 35 条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 第 36 条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第 8 章 定款の変更及び解散

#### 第 37 条（定款の変更）

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

#### 第38条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

#### 第39条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第40条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人または公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第9章 公告の方法

#### 第41条（公告の方法）

この法人の公告方法は、電子公告とする。

### 第10章 補則

#### 第42条（事務局）

この法人に事務局を設置する。

2. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

#### 第43条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 第 44 条（議決権の行使）

この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、次に掲げる事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数 6 名）の 3 分の 2 以上の承諾を要する。

- （1） 配当の受領
- （2） 無償新株式の受領
- （3） 株主割当増資への応募
- （4） 株主宛配布書類の受領

## 現在事項全部証明書

香川県高松市錦町一丁目22番23号  
公益財団法人穴吹キヌエ忠嗣教育基金

会社法人等番号	4700-05-005167	
名 称	公益財団法人穴吹キヌエ教育基金	平成24年 2月14日変更
		平成24年 2月20日登記
	公益財団法人穴吹キヌエ忠嗣教育基金	平成30年 6月18日変更
		平成30年 6月20日登記
主たる事務所	香川県高松市錦町一丁目22番23号	
法人の公告方法	電子公告とする。 <a href="http://www.kinuekikin.or.jp/">http://www.kinuekikin.or.jp/</a>	平成30年 6月18日変更
		平成30年 6月20日登記
法人成立の年月日	平成23年4月15日	
目的等	<p>目的</p> <p>この法人は、学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な専門学校で学ぶ日本人学生及び外国人留学生に対し、奨学援助を行い、もってわが国と諸外国との教育・学術・文化における交流及び相互理解を促進するとともに、人材の育成及び教育・学術・文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 日本人学生及び外国人留学生に対する奨学金の貸与及び給付 (2) 奨学金を受ける学生の指導及び相談に対する助言 (3) 学術の研究発表等に対する助成 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: right;">平成25年 5月27日変更    平成25年 7月 2日登記</p>	
役員に関する事項	評議員      古 野 金 廣	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月21日登記
	評議員      佐 竹 新 市	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月21日登記
	評議員      平 賀 博	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月21日登記
	評議員      宮 本 章 樹	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月21日登記

評議員	大平 康喜	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月 21日登記
評議員	砂原 英二	令和 1年 6月 3日就任
		令和 1年 6月 21日登記
評議員	大平 美和	令和 1年 6月 3日就任
		令和 1年 6月 21日登記
評議員	穴吹 薫	令和 1年 6月 3日就任
		令和 1年 6月 21日登記
評議員	西川 花保里	令和 1年 6月 3日就任
		令和 1年 6月 21日登記
代表理事	穴吹 忠嗣	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月 21日登記
理事	平木 享	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月 21日登記
理事	原 享可	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月 21日登記
理事	名 潤 薫	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月 21日登記
理事	河野 守邦	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月 21日登記
理事	穴吹 忠嗣	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月 21日登記
理事	穴吹 忠裕	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月 21日登記
監事	尾崎 健一	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月 21日登記

香川県高松市錦町一丁目2番23号  
公益財団法人穴吹キヌエ忠嗣教育基金

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明  
した書面である。

令和 元年 7月26日

高松法務局  
登記官

新 居 隆 志



整理番号 / 787328

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3

## 給与規程

### (総則)

第1条 この規程は、公益財団法人穴吹キヌエ忠嗣教育基金の職員の給与について定める。

### (給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

#### (1) 基本給

#### (2) 手当

該当する職員には、次の手当を支給することができる。

#### ① 通勤手当

#### ② 超過勤務・休日勤務手当

### (基本給)

第3条 基本給は、別表1のとおりとする。

### (初任給)

第4条 初任給は、技能経験、年齢、学識等を勘案し、理事長が決定する。

### (給与改定)

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当財団の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2. 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、理事長が決定する。

### (通勤手当)

第6条 通勤手当は勤務する事業所を起点に半径2km以上に居住地のある者に対して、居住地から勤務する事業所までの最も経済的な交通機関を利用した際に要する3ヶ月定期代の3分の1を1ヶ月分として支給する。但し、その最高額は通勤手当の非課税限度額までとする。

### (超過勤務・休日手当)

第7条 超過勤務・休日勤務手当は、就業規則第11条に定めるところにより勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し支給する。ただし、職務手当の支給を受けている者には支給しない。

2. 超過勤務・休日手当の額は、次により算出した額とする。

#### (1) 時間外勤務（法定労働時間内の場合）

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.00

(2) 時間外勤務 (法定労働時間超の場合)

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.25

(3) 時間外勤務 (午後 10 時より翌朝 5 時まで)

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.50

(4) 休日 (法定外) 勤務

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.25

(5) 休日 (法定) 勤務

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.35

(6) 上記 (4) 及び (5) において、午後 10 時より翌朝午前 5 時に勤務した場合は、それぞれに 0.25 を加算する。

(7) 代休を取得した場合は、その時間部分に対し、割増分を支給する。

3. 当財団の指示によらないで超過勤務をし、または所定の手続きを怠った場合には、超過勤務手当を支給しないことがある。

(給与の支給日)

第 8 条 給与の計算期間は毎月 1 日より末日までとし、支給日は当月の末日 (その日が当財団の休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ) とする。

2. 超過勤務手当の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

(給与の支給方法)

第 9 条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2. 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(別紙 1) 基本給

職階	基本給
1	100,000
2	110,000
3	120,000
4	130,000
5	140,000
6	150,000
7	160,000
8	170,000
9	180,000
10	190,000
11	200,000



## 付則

1. 本規程は、平成 23 年 4 月 15 日より施行する
2. 本規程は、平成 30 年 3 月 26 日より改定施行する。

## 評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という）及び一般財団法人穴吹キヌエ忠嗣教育基金（以下「当基金」という）の定款第13条及び第29条の規程に基づき、当基金の評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、当基金の定款第23条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち当基金を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、当基金の定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### 第3条（報酬等の支給）

評議員は原則として無報酬とする。ただし、当基金の定款第13条に基づき、評議員会に出席した場合等に1人1回につき3万円を支給することができる。

2. 役員は原則として無報酬とする。ただし、当基金の定款第29条に基づき、理事会に出席した場合等に1人1回につき3万円を支給することができる。
3. 常勤役員には、当基金の定款第29条に基づき評議員会で決議した金額を報酬等として支給することができる。
4. 評議員及び役員には、役員賞与及び退職手当を支給しない。

### 第4条（報酬等の支給方法）

評議員及び役員に報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2. その支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人に直接支給、または本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

#### 第5条（費用）

当基金は、評議員及び役員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

#### 第6条（公表）

当基金は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### 第7条（規程の変更）

この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

#### 付則

この規程は、当基金が公益認定を受け、公益財団法人設立の登記をした日から施行する。